

相模原市新型インフルエンザ対策行動計画 (第4版)

平成21年7月

相模原市

目 次

==== 総 論 ====

	ページ
1 はじめに	1
2 流行規模の想定	4
3 対策の基本方針	5
4 行動計画実施上の留意点	14

==== 各 論 ====

1 未発生期	18
2 海外発生期	32
3 国内発生早期	40
4 感染拡大期	47
5 まん延期・回復期	54
6 小康期（後パンデミック期）	60

==== 参考資料 ====

1 用語解説	62
2 感染状況別対応一覧表	68
3 感染症指定医療機関	81

1 はじめに

インフルエンザのウイルス粒子表面にある糖蛋白が大きく変異することにより、過去数十年間にヒトが経験したことがないウイルスが出現し、ヒトに対する伝染性を獲得して、インフルエンザの流行を起こした場合に、新型インフルエンザと呼ばれている。

新型インフルエンザが流行した場合は、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大流行（パンデミック）を起こし、かなりの数の罹患者と死亡者が出ることが予想される。

過去における新型インフルエンザについては、1918（大正7）年のスペインインフルエンザでは、世界中で患者6億人と死亡者4,000万人が生じたと推定され、日本でも患者2,300万人と死亡者39万人が生じ、社会活動にも甚大な被害・損失を与えたことが記録されており、1957（昭和32）年のアジアインフルエンザや、1968（昭和43）年の香港インフルエンザでも、世界全体で死亡者100万人程度が記録されており、社会機能や経済活動の様々な混乱が報告されている。

これらのインフルエンザが流行した当時に比較して、現在の衛生環境や医療供給体制は向上している一方で、近年の人口の増加と高齢化、都市への人口集中や高速大量交通の発達により、新型インフルエンザが発生した場合は、短期間で波及し、かなりの健康被害が生じる可能性が高いと考えられる。

また、最近の例では、2009（平成21）年4月にメキシコで豚インフルエンザが変異してヒトに感染する新型インフルエンザが発生し、世界各地で多くの感染者が確認されたと報告されている。

次の新型インフルエンザがどのような過程を経て出現するかは十分に解明されていないが、ヒトにも病原性の高い鳥インフルエンザウイルスが、ヒト社会に定着し、ヒトの間で強い感染力を獲得するようになり、新型インフルエンザとなることが懸念されている。

2004（平成16）年1月に、ベトナム、タイでの高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染が報告されており、同じ頃、日本においても、山口、大分、京都で高病原性鳥インフルエンザが発生している。

高病原性鳥インフルエンザについては、現在もベトナム、中国等、海外での発生が確認されており、インドネシア、ベトナム、エジプト、中国、タイ等においては、ヒトへの感染や死亡例が報告されるなど、新型インフルエンザの出現が懸念されている。

厚生労働省は、2003（平成15）年10月に「新型インフルエンザ対策検討小委

— 総論 —

員会」を設置し、1997（平成9）年に取りまとめた報告書について、新たな知見の集積とこれまでの対策の積み上げをもとに見直しを行い、2004（平成16）年8月末に「新型インフルエンザ対策検討小委員会報告書」を取りまとめている。

この報告書を受けた厚生労働省の主な対応としては、2005（平成17）年4月には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号）等を改正し、ワクチン開発や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等に係る規定を盛り込んだ。

2005（平成17）年11月には、さらに新型インフルエンザウイルス発生の危険性が高まってきていることから、厚生労働省は、迅速かつ確実な対策を講ずるため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、厚生労働省は「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を重ねてきたが、2007（平成19）年10月には、新型インフルエンザ対策をいわば政府全体としての取り組みへと格上げする形で3回目の改定を行ったうえ、感染症法に新たに「新型インフルエンザ等感染症」の類型を設ける等感染症法及び検疫法改正案を国会に提出し、2008（平成20）年4月可決・成立し、同年5月施行となった。さらに、2009（平成21）年2月に、最新の科学的知見、諸外国の状況、関係省庁や新型インフルエンザ専門家会議での検討を踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定するとともに、既存の各種指針等の内容を全面的に見直し、整理・体系化した「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を新たに策定した。

相模原市では、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザが出現した場合に、公衆衛生的介入により、感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、2006（平成18）年2月に「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したところである。

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画（第4版）」は、以上のような国の動向や、世界各地における鳥インフルエンザの人への感染事例の増大、これまで神奈川県において作成された「高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザの人への感染に係るマニュアル」や「重症急性呼吸器症候群（SARS）対応指針」の枠組み、さらに「新型インフルエンザ対策本部」をはじめとする庁内危機管理体制の整備等を踏まえ、改訂したものである。

新型インフルエンザについては、出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ、また、それによる世界的な大流行の規模についての予測は困難であると思われる。

また、高度に都市化された人口密集地である首都圏で、いったん感染者、患者が発生した場合、首都圏全体にまん延することが危惧される。そのため、少しでも健康被害や社会への影響を軽減するため、広域連携による取組みが必要である。

このため、今後も引き続き、鳥インフルエンザの発生動向について常に情報収集するとともに、新型インフルエンザに関する新たな情報や関係機関からの意見等を反映させて、本行動計画の内容を点検し、必要に応じて改訂を行い、市民の健康被害を最小限に止めることができるよう、関係機関との連携のもとで、事前の準備体制の整備を図っていくこととする。

現在、豚由来の新型インフルエンザが発生し、本市においても本計画に基づき、感染の拡大を防止するため全力をあげて取り組むこととしているが、病原性や感染力など最新の知見を踏まえ、本計画の実施にあたっては国や県等の対応にも留意しながら、弾力的、機動的に対処することとする。

なお、インフルエンザ（H2N2）のような再興型インフルエンザが発生した場合も本行動計画に沿うものとする。

また、今後も引き続き、鳥インフルエンザ等の発生動向について常に情報収集するとともに、新たな情報や関係機関からの意見等を反映させて、本行動計画の内容を点検し、必要に応じて改訂を行い、市民の健康被害を最小限に止めることができるよう、関係機関との連携のもとで、危機管理体制の整備を図っていくこととする。

2 流行規模の想定

新型インフルエンザについては、現時点では、出現時期、発生した場合の症状、感染力の強さ、流行規模等を完全に予測することは難しいが、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」において用いられた、米国疾病管理センター（以下「CDC」という。）の推計モデル（FluAid 2.0 著者Meltzerら、2000年7月）を相模原市にあてはめると、医療機関を受診する患者数は約9万4千人、死亡者数は約550人と推計される。今回の改訂に際しても、この想定を踏襲する。

<相模原市内の新型インフルエンザ患者数の試算（CDCモデルによる）>

		相模原市	
医療機関を受診する患者数		93,805人	(71,976～ 136,343人)
内 訳	外来患者数	90,983人	(70,765～ 132,669人)
	入院患者数	2,274人	(875～ 2,804人)
	死亡者数<致死率>	548人 <0.6%>	(336～ 870人)

- * 1：相模原市出張所別住基年齢別人口統計調査結果（H19.4.1現在）データにより試算
- * 2：全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計
- * 3：通常のインフルエンザの致死率（罹患患者中での死亡者の比率）は、0.05%～0.1%程度と想定されている。

<神奈川県内の新型インフルエンザ患者数の試算（CDCモデルによる）>

		神奈川県	
医療機関を受診する患者数		1,193,513人	(916,357～1,738,025人)
内 訳	外来患者数	1,157,016人	(900,514～1,690,656人)
	入院患者数	29,362人	(11,424～ 36,111人)
	死亡者数<致死率>	7,135人 <0.6%>	(4,419～ 11,258人)

- * 1：神奈川県年齢別人口統計調査結果（H18.1.1現在）データにより試算
- * 2：全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計

<日本国内の新型インフルエンザ患者数の試算（CDCモデルによる）>

		国	
医療機関を受診する患者数		17,445,261人	(13,555,185～25,686,602人)
内 訳	外来患者数	16,884,262人	(13,289,926～24,657,633人)
	入院患者数	446,687人	(188,558～ 553,659人)
	死亡者数<致死率>	114,312人 <0.6%>	(76,701～ 175,310人)

- * 1：人口推計年報 年齢別男女別総人口（H18.10.1現在）データにより試算
- * 2：全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計

3 対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザへの対応の基本姿勢

- 新型インフルエンザ対策の目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の低下等を極力抑制することにある。
- 新型インフルエンザについては、出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ、またそれによる世界的な大流行の規模についての予測は現時点では困難であると思われるため、新型インフルエンザが発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国、神奈川県、保健所設置市、市町村、各関係機関等と密接な連携のうえ対応に努める。
- 現在、海外において人への感染事例が発生している鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策にとって有効であることから、これらの対策を継続的に実施する。
- 新型インフルエンザの発生に対し、事前の準備対策を講じるとともに、迅速かつ的確に対応するため、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、発生・流行の状況に応じて6つの「段階」（フェーズ）に分類するが、今回の改訂においては新型インフルエンザの未発生期（従来の区分では、フェーズ3）からの対策を記載することとした。なお、高病原性鳥インフルエンザが市内で発生した場合は「高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」によることとする。
- 新型インフルエンザの医療体制の整備に努めるとともに、感染症法及び検疫法において「新型インフルエンザ等感染症」の類型が新設され、新型インフルエンザウイルス株に感染した症例の臨床に関する初期情報を考慮した新型インフルエンザ様疾患の症例定義の再評価の実施が想定されるため、これらの状況に応じて、弾力的な対応に努める。
- まん延防止のため、市民等に対し不要不急の社会活動等の自粛を要請する。
- 市民の不安を軽減するために、可能な限り多言語による新型インフルエンザに関する正確な情報を積極的に提供する。

【発生・流行の状況を示す各段階の表記区分について】

新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

「WHO Global Influenza Preparedness Plan（世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画）」では、新型インフルエンザの発生や流行の状況に応じて6つの段階（フェーズ）に分類して、それぞれの対応等を規定している。

平成21年2月に改定された国の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、国における戦略の転換点を念頭におき、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、感染まん延を抑え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類している。

相模原市では、この区分を基本に、行動計画を策定し、各状況に対応した庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制の確保を図ることとした。

※ 詳細については15ページを参照

(2) 対策の推進体制

新型インフルエンザ対策の推進にあたっては、政府、厚生労働省、神奈川県及び相模原市並びに各関係機関における連携した取組みが重要であり、以下のとおりの推進体制により、総合的な対策を推進する。

ア 政府としての取組み

新型インフルエンザ対策のため、「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを推進する。

また、各省庁においても新型インフルエンザが発生した際の具体的な対応についてあらかじめ対応策を検討し、その流行に応じた対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザが発生した場合は、緊急に内閣総理大臣を本部長とし関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった新型インフルエンザ対策を講じる。

また新型インフルエンザ対策本部は「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、対応の強化を図る。

イ 厚生労働省の取組み

関係部局から構成される対策推進本部を設置し、新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画を改訂するとともに、新型インフルエンザの発生動向の把握、予

防・治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進する。

また、「サーベイランス」「予防・封じ込め」「医療」「情報提供・共有」「国際対応」の5つの案件に関する専門家から構成される「新型インフルエンザ専門家会議」を組織し、対応の強化を図る。

ウ 神奈川県での取り組み

新型インフルエンザの発生状況や、国内、県内での患者の発生状況に応じて、本県における総合的な新型インフルエンザ対策を関係部局等が連携、協力して講じるため、「神奈川県危機管理対策本部」「神奈川県新型インフルエンザ対策会議（常設）」をはじめとする全庁的な推進体制を整備・運営する。

エ 相模原市の取り組み

新型インフルエンザの発生状況や、国内、県内、市内での患者の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ対策を関係部局等が連携、協力して講じるため、全庁的な推進体制を整備する。

- 体制の整備にあたっては、厚生労働省、国立感染症研究所、横浜検疫所、神奈川県、他市町村及び医療機関等との連携、協力を特に留意する。
- 神奈川県や他市町村と連携し、円滑な情報共有体制を構築し、新型インフルエンザ対策の効果的な推進に努める。
- 米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、新型インフルエンザ対策を進める。
- 以下の体制の他、新型インフルエンザの発生状況、予防、治療等に関する情報提供、協議及び連携のための連絡会等を随時に設置、運営する。

(ア) 相模原市新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザが発生した場合で、その被害規模等により全庁的に対応する必要があると市長が認めるときには、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、新型インフルエンザが海外で発生した段階（海外発生早期）以降、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

(イ) 相模原市新型インフルエンザ対策推進会議（常設）

— 総論 —

新型インフルエンザの発生に備え、各局が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。

(ウ) 相模原市新型インフルエンザ医療対策会議(常設)

新型インフルエンザ対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ発生時の医療体制における中心的役割を担う組織として、市及び相模原市医師会等の関係機関の代表者で構成される「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。

(エ) 相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議

市内で、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、円滑、迅速な対策を実施するため、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置する。同会議は「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」（本部長：県知事）と連携し、必要な対応を行うとともに、新型インフルエンザの発生に関する情報収集と共有を行う。

オ 市民及び関係機関の取組み

関係機関（（社）相模原市医師会、（社）相模原市病院協会、相模原市薬剤師会、その他市内の医療関係機関、公共交通機関、マスメディア、企業等）においても、感染拡大を防止するための医療や社会的対応など必要な事前準備を行うものとする。

市民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努め、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないように配慮する。

(4) 行動計画の主要5項目

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、その目標と活動を、「計画と連携」「サーベイランス」「予防と封じ込め」「医療」「情報提供・共有」の5分野に分けて策定している。相模原市においても、この5分野に基づき新型インフルエンザ対策行動計画を策定することとする。

ア 計画と連携

- 新型インフルエンザが発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、国、神奈川県その他の行政機関や、（社）相模原市医師会、（社）相模原市病院協会、相模原市薬剤師会、その他医療関係団体等と十分に協議を行う。
- 新型インフルエンザは、動物、特に鳥類のインフルエンザがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるように変化し、ヒトからヒトへ感染できるようになるものと考えられている。現在も、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いで確認されており、ヒトへの感染や死亡例が報告されている状況の中、世界保健機関（WHO）から、人に感染しやすい高病原性鳥インフルエンザウイルスが出現している可能性が報告されるため、保健部門と農政部門が連携して高病原性鳥インフルエンザ対策に取り組む。
- 新型インフルエンザが発生した場合には、全庁的に、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
- 本市の新型インフルエンザ対策を進める上で、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図りながら効果的な対策を推進する。
- 本市の新型インフルエンザ対策のための組織体制は、次のとおりとする。
 - 海外発生早期以降、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化するとともに、全部局一体となった対策を推進する。
 - 新型インフルエンザの発生に備え、関係部局が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。

— 総論 —

- 新型インフルエンザ対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ発生時の医療体制における中心的役割を担う組織として市及び相模原市医師会等の関係機関の代表者で構成される「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。
- 新型インフルエンザ未発生期（市内において家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合）では、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対応要綱」に基づき、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるような的確な措置を講じる。

イ サーベイランス

- 新型インフルエンザ対策におけるサーベイランスの目的は、新型インフルエンザの患者の早期把握と発生状況、感染拡大の規模等の把握にある。
- 通常のサーベイランスにおいて、インフルエンザの発生状況を常に把握し監視体制をとることを基本とし、これによりその延長として新型インフルエンザの出現を察知することにつなげる。
- また、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスの実施等により、常時監視体制をとる。
- また、発生・流行の段階に応じて、感染の見られた集団（クラスター）を早期に発見するためのクラスターサーベイランスの実施や、疾病罹患状況の異常を早期に検知するための症候群サーベイランスの実施等、厚生労働省の要請によるサーベイランス体制の強化が想定されるため、これらの状況に応じて、本市におけるサーベイランスの実施体制の確保に努める。
- 諸外国の状況については、世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）等、国内については厚生労働省、農林水産省、国立感染症研究所、他の自治体等を通じ、必要な情報を迅速に入手する。

ウ 予防と封じ込め

- 新型インフルエンザの発生予防及び感染拡大防止・封じ込め対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を低下させないためにも重要であるが、これには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが発生している時期から対策をとる必要がある。

- そのため、高病原性鳥インフルエンザの発生予防として、高病原性鳥インフルエンザ発生国、地域への渡航者に対する注意喚起、農場段階における衛生管理（ヒトや車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等）の徹底を行うほか、市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、神奈川県と協力してまん延防止措置を実施する。
- また、新型インフルエンザの予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。
- さらに、感染拡大防止・封じ込めのため、患者の入院勧告、接触者調査を行うとともに、接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。また、教育委員会等と連携した学校保健法に基づく学級閉鎖等の措置や、場合によっては、不要不急の不特定多数の集まる活動の自粛勧告、新型インフルエンザ様症状が見られた者の出勤停止・受診勧告など社会活動の制限等を実施する。

（抗インフルエンザウイルス薬）

- 社会機能を維持させるために抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が必要であるが、通常のインフルエンザにも同薬が使用されることから、治療薬の限定的な使用が実施されないと、感染の国内まん延期には、その供給量の絶対的不足の可能性がある。
- 感染のまん延期における対策は、国家レベルの危機管理の最重要事項の一つであるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、まず国家的な備蓄の確保が必要であり、国及び都道府県において、大規模発生を起こした場合の健康被害の拡大や社会・経済機能の低下などの影響を最小限にとどめるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保を行っている。

（ワクチン）

- 新型インフルエンザウイルス株の特定後、安全で有効なパンデミックワクチンが実用化されれば、ヒトへの感染防止に大きな効果を発揮することが期待できる。
現在流行している新型インフルエンザウイルスに対するパンデミックワクチンは製造段階にあるため、ワクチンに関する厚生労働省等の動向を注視する。
また、鳥インフルエンザウイルスを用いて製造されるプレパンデミックワクチンに関する動向についても注視していく。

エ 医療

- 新型インフルエンザによる感染のまん延期には、流行の規模に応じた医療体制を確保していく必要がある。
- 新型インフルエンザが発生した場合に医療機関を受診する患者数について、米国疾病管理センター（CDC）モデルにより試算した結果は、約9万人（最小7万人～最大13万人）となる。
- 感染のまん延期には市内で多数の患者が入院することが想定され、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられるが、相模原市の病床数等の医療資源には制約があり、その中でいかに効果的・効率的な医療を行うのかを事前に計画する必要があることから、新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来の設置を医療機関等に対し要請する。
- さらに、新型インフルエンザの病原性が重度である場合に、医療機関では平常時を超える入院患者数が想定されていることから、このような場合の医療体制についても事前に考慮する。
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超える場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設の利用についても、検討を行う。
- 国における新型インフルエンザの診断及び治療方法が確立した場合は、各医療機関に周知徹底を行い、感染症指定医療機関やそれ以外の協力医療機関はこれに従い早期に診療を行う。
- その際、各医療機関は、保健所等と綿密な連携を図り、検体の採取・搬送や、患者・接触者の健康状況の把握に協力するものとし、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザ薬の予防投与やワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。
- 海外発生早期では、患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する。
- また、病床については、新型インフルエンザ発生初期である国内発生早期、国内感染拡大期には、患者の治療とともに封じ込め対策としても有効であることから、症例定義に合致する新型インフルエンザ疑い患者を感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための感染症病床や結核病床等も含めた利用計画を策定す

る。

- さらに、感染の国内まん延期・回復期になった場合には、患者数が増大することが想定されることから、感染症指定医療機関やそれ以外の協力医療機関のみならず、宿泊施設等に患者を入院・入所させることができるように、その活用計画を検討する。

オ 情報提供・共有

- 新型インフルエンザの流行に備えた対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザのヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。
- これらの発生、流行の状況については、発生国、国際機関（世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）、厚生労働省、国立感染症研究所などから発信されているが、これらの情報をインターネット等を活用し収集し、関係者間で共有する体制を構築する。
- このような発生、流行状況等の情報収集に加えて、市内で新型インフルエンザが発生した場合の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下を極力抑制することを目的として、感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保についても、発生状況のレベルに対応した情報収集を行う。
- また、収集した情報については、新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を積極的に行い、情報を共有していくとともに、海外発生早期の段階で重点的に広報を行うことによって、市民の安心を確保し、パニックの防止に努める。
- このため、相模原市における広報担当（スポークスパーソン）を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザの流行状況に応じて、市内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。
- 広報担当（スポークスパーソン）は、海外まん延期・回復期及び国内感染拡大期以降は保健所長とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長を広報担当（スポークスパーソン）とする。
- なお、市民がこれら情報を受け取る媒体や受け取る内容についても千差万別であることが考えられるため、リスクコミュニケーションの手法を用いて複数の情報提供媒体の設定、理解しやすい内容での情報提供を行う。

- 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。
- 本市には、約1万人の外国籍市民が在住しており、新型インフルエンザ発生国から観光客等が来訪する可能性もあるため、新型インフルエンザに関する正確な情報を積極的に、可能な限り多言語により提供する。

4 行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

- 新型インフルエンザの発生時期や形態については予測が不可能なため、現在までに得られた最新の知見を基に、国や神奈川県、市町村及び関係機関等が連携し、随時適切に行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

- 行動計画を実効性あるものとするには、市と関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。

<各段階の定義と目標>

		段 階		定 義	目 標		
		国の区分 (21年2月改定)	県・市行動計画 の区分				
		未 発 生 期	未 発 生 期	新型インフルエンザが発生していない状態	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。 動物においては循環している亜型インフルエンザウイルスが、ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。		
				ヒトに感染する可能性がある亜型インフルエンザは存在していないが、将来の世界的な大規模流行時に対する対策を強化する。 ヒトへの感染伝播のリスクを減少させる対策を講じる。また、そのような感染伝播が発生した際には、迅速に検知し、報告する体制を整備する。			
市 行 動 計 画 の 対 象 範 囲	前段階	未 発 生 期	未 発 生 期	海外で鳥インフルエンザのヒトへの感染が発生した状態	海外でヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。		
				国内で鳥インフルエンザのヒトへの感染が発生した状態		発生に備えて体制の整備を行う。新しい亜型のウイルスの迅速な同定と、追加症例の早期検知、報告、対応を確実に実施する。	
	第一段階	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生している状態	海外でヒトへの新しい亜型のインフルエンザが発生し、まん延・回復に至るまでの状態。	ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。国内発生に備えて体制の整備を行う。	
	第二段階	国内発生期 早	国内発生期 早	国内で新型インフルエンザが発生した状態	限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団(クラスター)が見られるが、拡散は非常に限定されている。	国内での感染拡大をできる限り抑える。	
	第三段階	感染拡大期	感 拡 大 染 期	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	より大きな集団(クラスター)が見られるが、ヒト-ヒト感染は依然限定的で、まだ完全に感染伝播力を獲得していない。	社会機能を維持させるため、感染まん延時の影響(被害)を最小限に抑える。 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。	
				まん延期			まん延期・回復期
	第四段階	回復期	小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	患者の発生が減少し、低い水準で停滞。	

<各段階に応じた推進体制と主な対応>

	庁内体制	相模原市の主な対応
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理基本指針 相模原市新型インフルエンザ対策推進会議(常設) (市内で鳥インフルエンザ発生の場合) 相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議 	<ul style="list-style-type: none"> 「相模原市新型インフルエンザ行動計画」の策定 鳥インフルエンザ防疫対策 抗インフルエンザ薬の備蓄、確保 感染症指定医療機関の確保、協力医療機関の確認 一般病床を含めた受入れ医療機関の整備 PPEの備蓄 鳥インフルエンザサーベイランスの強化 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応(疫学調査) 鳥インフルエンザに関する情報提供 市民へ情報提供(随時見直し) 事業者に対する事前準備の要請
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市新型インフルエンザ対策本部 【本部長:市長】 	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザサーベイランスの強化 発熱相談センターの設置 相談窓口の設置
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市新型インフルエンザ対策本部 【本部長:市長】 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の設置 感染症指定医療機関での診断・治療 感染症法に基づく措置(入院勧告、確定診断、疫学調査等) 発生地域における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛勧告、周知 患者と接触していた者が関係する地域の学校等の臨時休業、施設閉鎖の要請 感染の可能性のある従業員の出勤停止・受診の勧告 発生地域の事業所、福祉施設等や、住民、施設入所者等への感染予防対策に関する普及啓発
感染拡大期	国内発生早期と同じ体制	<ul style="list-style-type: none"> 病院・高齢者施設等における感染予防策の強化の要請 市内における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛勧告、周知 市内の事業所、福祉施設等に対する感染予防対策の勧奨 市民への感染予防対策の普及啓発、外出自粛の要請 患者対応が可能となる公共施設、宿泊施設等の把握
まん延期・回復期	国内発生早期と同じ体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常のインフルエンザサーベイランスを中止 新型インフルエンザの発生動向調査 全医療機関での診断、治療 市内の大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動のすべての自粛勧告、周知 市内の学校等の臨時休業、施設閉鎖の要請、周知 市内の事業所、福祉施設等に対する感染予防対策の勧奨 病床不足が予測される場合、利用可能な公共施設、宿泊施設等に対する患者収容を開始 流行の第二波以降に備えた行動計画の見直しを検討
小康期	体制の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 計画、指針等の見直し まん延防止策の終了 流行終結時まで、市民への情報提供

相模原市新型インフルエンザ対策行動計画

各 論

—未発生期—
(鳥インフルエンザ海外発生)

未発生期 (鳥インフルエンザ 海外発生)	・ 新型インフルエンザが発生していない状態。 ・ 海外でヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。
----------------------------	--

1 計画と連携

[相模原市の体制]

- ・ 新型インフルエンザの発生に備え、各関係機関が連携、協力して新型インフルエンザの拡大を防ぐために必要な対策を総合的に推進していくため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。(市民局、関係部局)
- ・ 相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制を総合的かつ具体的に検討する場として、「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。(健康福祉局)
- ・ 相模原市内において、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」に基づき、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるよう的確な措置を講じる。(環境経済局、関係部局)

[行動計画の策定]

- ・ 「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。必要に応じて、随時見直しを行う。(市民局、健康福祉局、関係部局)
- ・ 行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。(関係部局)
- ・ 行動計画を踏まえた各部局の対策について、関係者間における情報の共有を図る。(関係部局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延期に備えて、学校、職場、施設、公共交通機関等における感染対策や事業体制の維持について、各教育機関、事業者、施設管理者等が情報収集や事業継続計画の策定を含めた事前の準備を行うよう、要請する。(市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局、関係部局)
- ・ 新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために関係機関等が取

—未発生期—
(鳥インフルエンザ海外発生)

り組む行動計画の策定や対応マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う。(市民局、健康福祉局)

- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設と連携を図る。(企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局)
- ・ 感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。(企画財政局、健康福祉局)

2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。(健康福祉局)

[家きんにおけるインフルエンザサーベイランスの実施]

- ・ 発生事例を踏まえ、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスを強化する。(環境経済局)
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(環境経済局)
- ・ 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザについて、国内の発生動向を把握する。(環境経済局、健康福祉局)

[疑い症例調査支援システムの実施]

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(健康福祉局)

[ウイルス学的サーベイランスの実施]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを実施する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 海外発生期から開始するとされている、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて、相模原市内における実施方法や対象医療機関の選定等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延期に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(健康福祉局)

3 予防と封じ込め

[家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 市内飼養家きんの発生予防対策として、神奈川県に協力し、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。(環境経済局)
- ・ 神奈川県が行う感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等)に協力し、感染拡大を防止する。(環境経済局)
- ・ 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(環境経済局、健康福祉局、市民局、教育局)

[検疫所との連携]

- ・ 検疫法に基づき検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 海外修学旅行実施校に対し、海外渡航の自粛、渡航国での行動範囲制限などの注意喚起を行う。(市民局、教育局)
- ・ 各消防本部から感染防御資器材の備蓄についての支援の要請があった場合は、消防庁に対して支援を行うよう要請する。(市民局)
- ・ 鶏肉や鶏卵への不安が市民の間に広まった場合に備え相談窓口を設置する。(市民局、環境経済局、健康福祉局)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄と放出方法等について神奈川県と調整するとともに関係機関等に周知する。(健康福祉局)
- ・ 医療従事者向けの抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。(健康福祉局)

神奈川県における高インフルエンザウイルス薬の備蓄目標等 (県行動計画第4版から)

○「国民の45%に相当する量为目标」とする国の新型インフルエンザ対策行動計画の方針に則して、本県の備蓄目標量を次のとおりとする。(平成21年度から3か年で備蓄予定)

・タミフル 961,200人分(既備蓄分716,000人分と合わせて合計1,677,200人分)

・リレンザ 93,700人分(新規備蓄)

(参考)国民の45%相当の備蓄目標量

・タミフル 5,460万人分(国備蓄分:2,680万人分、都道府県備蓄分:2,380万人分、国内流通量:400万人分)

・リレンザ 401万人分(国備蓄分:268万人分、都道府県備蓄分:133万人分)

○備蓄抗インフルエンザウイルス薬の使用(放出)について

・感染症指定医療機関等が通常の流通ルートではタミフルを購入することが困難な状況が発生した場合に放出する。

・備蓄分タミフルのうち一部については、県が指定した下記の医療機関に優先的に配分する。

① 感染拡大の防止及び重症患者(入院)の治療を担当する「感染症指定医療機関」

② 主に感染の国内まん延期に入院患者の診療・治療を依頼する「協力医療機関」

・タミフル、リレンザ以外の抗インフルエンザウイルス薬に関する情報収集を行う。(健康福祉局)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

・抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について神奈川県に確認するとともに、関係機関等への協力を要請する。(健康福祉局)

ワクチン

[ワクチンの科学的知見の収集、整理]

・厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の評価結果について情報収集を行う。(健康福祉局)

・国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、厚生労働省におけるプレパンデミックワクチンの原液の製造、貯留についての情報収集を行う。(健康福祉局)

・ワクチン接種の対象者や順位についての国民的議論を踏まえ、本市における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、先行してワクチン接種が必要な者の把握に努める。(市民局、健康福祉局、都市建設局、教育局、関係部局)

—未発生期—
(鳥インフルエンザ海外発生)

[ワクチンの接種体制の整備]

- ・ 国の定めるワクチン接種に関するガイドラインに基づく接種体制を準備する。(健康福祉局)

4 医療

[指定医療機関等の確保]

- ・ 厚生労働省や神奈川県の実情に基づき、国内発生早期、国内感染拡大期で新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む)の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。(健康福祉局)
 - 第一義的に、感染症指定医療機関の病床を活用する。
 - 次に、感染症指定医療機関の病床が不足する場合は想定し、必要に応じて市医師会、医療機関等と協議し、地域の実情に応じて利用可能な患者の診療・治療にあたる協力医療機関を選定する。
 - さらに入院医療機関として、以下の機関等に対し優先的な対応への協力を依頼する。
 - * 医療法に定める公的医療機関
 - * 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

<参考 神奈川県内の感染症指定医療機関>

第一種感染症指定医療機関	1施設(病床数 2床)	横浜市立市民病院
第二種感染症指定医療機関	8施設(病床数 72床)	横浜市立市民病院 川崎市立川崎病院 平塚市民病院 県立足柄上病院 横須賀市立市民病院 藤沢市民病院 厚木市立病院 相模原協同病院

- ・ 感染症指定医療機関においては、必ずしも感染症病床に限定せず、施設の規模等を勘案した上で新型インフルエンザ患者受け入れ可能人数を事前に試算しておく。
- ・ 協力医療機関においても、陰圧病床等に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用にするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造をもつ病室も含め、受け入れ可能患者数を試算しておく。

- ・ 関係機関と協議のうえ、発熱外来の設置が可能な医療機関等の把握に努める。(健康福祉局)

[感染のまん延を想定した医療の確保]

- ・ 感染の国内まん延には、原則として、すべての医療機関において診断、治療を行う。個々の医療機関の受け入れ体制については、個々の医療機関において検討を行うこととし、すべての入院医療機関に対し、感染の国内まん延に備えて、予め新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、受入可能な病床数を試算するよう要請する。(健康福祉局)
- ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設利用についても検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する。(健康福祉局)
- ・ 感染の国内まん延に備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材をあらかじめ備蓄するとともに、指定医療機関における必要な医療機材(例:PPE、人工呼吸器、迅速診断キット、簡易陰圧装置)、感染のまん延の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。(健康福祉局)
- ・ 国の診断、治療、院内感染対策等に関するガイドラインの策定に伴い、医療機関に周知する。(健康福祉局)

[医療体制の再確認]

- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延の在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活支援(見回り、往診・訪問看護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 火葬場の火葬能力についての把握・検討を行う。(市民局、健康福祉局)

5 情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等について可能な限り多言語による情報提供を行う。(企画財政局、市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)
- ・ 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
 - Q & A形式による情報提供
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ・ ホームページ等に新型インフルエンザに関する多言語のウェブサイトを設置し、市民等に発信する。(企画財政局、市民局、健康福祉局)

未発生期 (鳥インフルエンザ 国内発生)	・ 新型インフルエンザが発生していない状態。 ・ 国内でヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。
----------------------------	--

1 計画と連携

〔相模原市の体制〕

- ・ 新型インフルエンザの発生に備え、各関係機関が連携、協力して新型インフルエンザの拡大を防ぐために必要な対策を総合的に推進していくため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。(市民局、関係部局)
- ・ 相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制を総合的かつ具体的に検討する場として、「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。(健康福祉局)
- ・ 相模原市内において、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」に基づき、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるよう的確な措置を講じる。(環境経済局、関係部局)

〔発生対応〕

- ・ 相模原市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、神奈川県、厚生労働省、農林水産省へ通報する。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 厚生労働省の技術的助言により、各関係者と連携のうえ、積極的疫学調査を実施する。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉局)

〔各関係者間の連携〕

- ・ 高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物の発生・措置状況等について各関係部局等と情報交換を行い、連携して対応にあたる。(市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)

〔行動計画の策定〕

- ・ 「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。必要に応じて、随時見直しを行う。(市民局、健康福祉局、関係部局)

—未発生期—

(鳥インフルエンザ国内発生)

- ・ 行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。(関係部局)
- ・ 行動計画を踏まえた各部局の対策について、関係者間における情報の共有を図る。(関係部局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延期に備えて、学校、職場、施設、公共交通機関等における感染対策や事業体制の維持について、各教育機関、事業者、施設管理者等が情報収集や事業継続計画の策定を含めた事前の準備を行うよう、要請する。(市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局)
- ・ 新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために関係機関等が取り組む行動計画の策定や対応マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う。(市民局、健康福祉局)
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設と連携を図る。(企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局)
- ・ 感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。(企画財政局、健康福祉局)

2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。(健康福祉局)

[家きんにおけるインフルエンザサーベイランスの強化]

- ・ 発生事例を踏まえ、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスを強化する。(環境経済局)

[鳥インフルエンザサーベイランスの実施]

- ・ 感染症発生動向調査における鳥インフルエンザについて、発生動向を把握する。(健康福祉局)

[疑い症例調査支援システムの実施]

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(健康福祉局)

[ウイルス学的サーベイランスの実施]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイ

ルス学的サーベイランスを継続する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 海外発生早期から開始するとされている、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて、相模原市内における実施方法や対象医療機関の選定等について検討を行う。(保健福祉部)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(保健福祉部)

3 予防と封じ込め

[家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 市内飼養家きんの発生予防対策として、神奈川県に協力し、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。(環境経済局)
- ・ 神奈川県が行う感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)に協力し、感染拡大を防止する。(環境経済局)
- ・ 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(環境経済局、健康福祉局、市民局、教育局)
- ・ 鳥インフルエンザ感染が疑われる者の所属する学校に対し、海外修学旅行等の実施自粛を求める。(市民局、教育局)

[動物対策]

- ・ 国の要請に基づき、ペット鳥取扱業者や動物園等において濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行う。(健康福祉局)

[鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 当該インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)について、入院等の措置を講ずる。(健康福祉局)
- ・ 積極的疫学調査を実施するとともに、国・神奈川県のと要請に基づき、患者及び接触者への対応(接触者の範囲、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(剖検実施、埋葬方法等)等について検討する。(健康福祉局)

—未発生期—
(鳥インフルエンザ国内発生)

- ・ 感染源に対する迅速な措置の実施について、各関係者に要請する。(環境経済局、健康福祉局)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握]

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努める。(健康福祉局)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について神奈川県に確認するとともに、関係機関等への協力を要請する。(健康福祉局)

ワクチン

[ワクチンの科学的知見の収集、整理]

- ・ 厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の評価結果について情報収集を行う。(健康福祉局)
- ・ 国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、厚生労働省におけるプレパンデミックワクチンの原液の製造、貯留についての情報収集を行う。(健康福祉局)
- ・ ・ ワクチン接種の対象者や順位についての国民的議論を踏まえ、本市における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、先行してワクチン接種が必要な者の把握に努める。(市民局、健康福祉局、都市建設局、教育局、関係部局)

[ワクチンの接種体制の整備]

- ・ 国の定めるワクチン接種に関するガイドラインに基づく接種体制を準備する。(健康福祉局)

4 医療

[指定医療機関等の確保]

- ・ 厚生労働省や神奈川県のと要請に基づき、国内発生早期、国内感染拡大期で新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む)の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。(健康福祉局)
 - 第一義的に、感染症指定医療機関の病床を活用する。

—未発生期—
(鳥インフルエンザ国内発生)

- 次に、感染症指定医療機関の病床が不足する場合を想定し、必要に応じて市医師会、医療機関等と協議し、地域の実情に応じて利用可能な患者の診療・治療にあたる協力医療機関を選定する。
- さらに、入院医療機関として、以下の機関等に対し優先的な対応への協力を依頼する。
 - * 医療法に定める公的医療機関
 - * 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

〈参考 神奈川県内の感染症指定医療機関〉		
第一種感染症指定医療機関	1 施設（病床数 2 床）	横浜市立市民病院
第二種感染症指定医療機関	8 施設（病床数 7 2 床）	横浜市立市民病院 川崎市立川崎病院 平塚市民病院 県立足柄上病院 横須賀市立市民病院 藤沢市民病院 厚木市立病院 相模原協同病院

- ・ 感染症指定医療機関においては、必ずしも感染症病床に限定せず、施設の規模等を勘案した上で新型インフルエンザ患者受け入れ可能人数を事前に試算しておく。
- ・ 協力医療機関においても、陰圧病床等に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用にするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造をもつ病室も含め、受け入れ可能患者数を試算しておく。

- ・ 関係機関と協議のうえ、発熱外来の設置が可能な医療機関等の把握に努める。
(健康福祉局)

〔感染の国内まん延期を想定した医療の確保〕

- ・ 感染の国内まん延期には、原則として、すべての医療機関において診断、治療を行う。個々の医療機関の受け入れ体制については、個々の医療機関において検討を行うこととし、すべての入院医療機関に対し、感染の国内まん延期に備えて、あらかじめ新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、受入可能な病床数を試算するよう要請する。(健康福祉局)
- ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設利用についても検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一

—未発生期—

(鳥インフルエンザ国内発生)

般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する。(健康福祉局)

- ・ 感染の国内まん延期に備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材をあらかじめ備蓄するとともに、指定医療機関における必要な医療機材(例：PPE、人工呼吸器、迅速診断キット、簡易陰圧装置)、感染の国内まん延期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。(健康福祉局)
- ・ 国の、診断、治療、院内感染対策等に関するガイドラインの策定に伴い、医療機関に周知する。(健康福祉局)

[鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する。(健康福祉局)
- ・ 検体は衛生試験所へ送付し、ウイルス分離検査等を実施し、A型インフルエンザウイルスが分離され、かつ、H1、H3のいずれでもない場合には、国立感染症研究所へ送付する。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省における「鳥インフルエンザ」の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行う。(健康福祉局)

[医療体制の再確認]

- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延期の在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活支援(見回り、往診・訪問看護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 火葬場の火葬能力についての把握・検討を行う。(市民局、健康福祉局)

5 情報提供・共有

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等について可能な限り多言語による情報提供を行う。(企画財政局、市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)

—未発生期—
(鳥インフルエンザ国内発生)

- 緊急情報提供システム等による厚生労働省からの情報収集共有を行う。(環境経済局、健康福祉局)
- 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
 - Q & A形式による情報提供
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ホームページ等に新型インフルエンザに関する多言語のウェブサイトを設置し、市民等に発信する。(企画財政局、市民局、健康福祉局)

—海外発生期—

海外発生期	・海外で新型インフルエンザが発生した状態。
-------	-----------------------

1 計画と連携

〔相模原市の体制〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・世界保健機関（WHO）の宣言に基づき、ウイルスが確定次第速やかに、感染の国内まん延期に備え、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。（市民局、関係部局）
- ・感染の国内まん延期に備え、予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。（全部局）
- ・相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。（健康福祉局）

〔情報収集〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔米軍との連携〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、市民局、健康福祉局）

〔行動計画の見直し〕

(感染まん延期)

- ・厚生労働省及び神奈川県における行動計画の見直しに関する情報収集を行い、これに合わせた相模原市の行動計画の見直しについて検討する。（全部局）

2 サーベイランス

(発生早期)

- ・ 新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。
（健康福祉局）

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。
（健康福祉局）

〔疑い症例調査支援システムの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔クラスターサーベイランスの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためのクラスターサーベイランスを実施する。（市民局、健康福祉局、教育局）

〔症候群サーベイランスの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省が実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

〔その他〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延期に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（健康福祉局）

3 予防と封じ込め

〔出入国対策〕

○発生国への不要不急の出国の自粛

(発生早期)

- ・市民に対し、発生国への不要不急の出国を自粛するよう注意喚起を行う。(健康福祉局)

(感染拡大期)

- ・市民に対して発生国への不要不急の出国を自粛するよう協力を求める。(健康福祉局)

(感染まん延期)

- ・市民に対し、不要不急の出国を自粛するよう協力を求める。(健康福祉局)

○その他

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・検疫法に基づき、停留されないが、感染のおそれのある者として検疫所長から通知を受けた者の健康調査を行う。(健康福祉局)
- ・海外修学旅行実施校等に対し、発生国への渡航自粛や渡航国変更を要請する。(市民局、教育局)
- ・発生国からの留学生の受入自粛と、発生国への留学の自粛や留学先変更を要請する。(市民局、教育局)
- ・検疫所との連絡を密にし、検疫法に基づく隔離、停留等の措置に関する情報収集を行う。(健康福祉局)

〔国内発生封じ込め〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・新型インフルエンザ感染を疑うに足る正当な理由のある者の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める。(健康福祉局)
- ・新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者の出席停止措置等の徹底について、各学校等に対し周知、要請する。(健康福祉局、教育局)
- ・学校等における新型インフルエンザ発生時の対応について、各学校で確立することを指示、要請する。(健康福祉局、教育局)
- ・発生国からの帰国者やその家族が通勤、通学を始めた場合に備え、事業者、教育

機関等に対し指導、相談等を実施する。（市民局、環境経済局、教育局）

- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。（企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局）

抗インフルエンザウイルス薬

〔抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握〕

（発生早期）

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向の把握に努める。（健康福祉局）

（感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握に努める。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬〕

（発生早期）

- ・ 医療機関等に対し、業務上、患者に濃厚接触した者で、ワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（健康福祉局）

ワクチン

〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔ワクチンの接種体制〕

—海外発生期—

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。(健康福祉局)

(プレパンデミックワクチン)

- ・パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

(パンデミックワクチン)

- ・パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。

[モニタリング]

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。(健康福祉局)

4 医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

(発生早期)

- ・厚生労働省における、新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、適宜、医療機関等に周知する。(健康福祉局)

(感染拡大期・感染まん延期)

- ・厚生労働省における、ヒト—ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義及びその変更留意し、症例定義の変更があれば、随時修正を行い、医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)

[疑い症例の診断]

(発生早期)

- ・患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する。(健康福祉局)
- ・医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう要請する。(健康福祉局)

〔疑い患者への対応〕

(感染拡大期・感染まん延期)

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知し、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により患者(疑似症患者を含む。)となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(健康福祉局)
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を衛生試験所へ送付し亜型の検査を行う。

〔医療体制の確保〕

(発生早期)

- ・ 医療機関等に対し、発熱外来の設置準備を要請する。(健康福祉局)

(発生早期・感染拡大期)

- ・ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する。(健康福祉局)

〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

(発生早期)

- ・ 医療機関に対して、通常のインフルエンザ患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する。(健康福祉局)

(感染拡大期・感染まん延期)

- ・ 新型インフルエンザによる感染の国内まん延期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する。(健康福祉局)

〔その他〕

(発生早期)

- ・ 感染の国内まん延期に備え、一時的遺体安置所として使用する場所を確認する。また、遺体の安置の取扱いについて遺族に配慮するとともに、安置時の季節等も勘案しながら、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する。(健康福祉局)

(感染拡大期)

- ・ 厚生労働省の要請により、感染の国内まん延期に備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める。(健康福祉局)

—海外発生期—

- ・感染の国内まん延期に備え、一時的遺体安置所の開設準備、インフルエンザに感染した遺体の移動や保管に要する資機材の確保等に対応するとともに、広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を確認する。（健康福祉局、市民局、環境経済局）

5 情報提供・共有

〔情報提供〕

○広報担当の設置

（発生早期・感染拡大期）

- ・保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。（健康福祉局）

（感染まん延期）

- ・保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当（スポークスパーソン）となる。（市民局、健康福祉局）

○広報、情報提供

（発生早期）

- ・新型インフルエンザ発生を受け、市民等への緊急メッセージを、臨時の視聴覚媒体による広報、ホームページ等で可能な限り多言語により発信する。以降も、ホームページの内容等について随時更新する。（企画財政局、市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局）
 - 各国の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。
 - 広報担当（スポークスパーソン）から、新型インフルエンザが、感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」として指定されたことを周知する。

（感染まん延期）

- ・随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、ホームページの内容等について更新する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局）
 - 各国の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
 - Q & A 形式による情報提供

- 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）

〔相談窓口の設置〕

（発生早期）

- ・ 市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、国・県とも連携して適切な対応を図る。（健康福祉局）
- ・ 相模原市医師会等と調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。（健康福祉局）

〔相談窓口における対応〕

（感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県とも連携して適切な対応を図る。（健康福祉局）
- ・ 引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置し対応する。（健康福祉局）

（感染まん延期）

- ・ 感染のまん延期に備えて、相談窓口を充実する。

〔発熱相談センターの周知〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）

—国内発生早期—

国内発生早期	・ 国内で新型インフルエンザが発生した状態。 ・ 国内でヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。
--------	---

1 計画と連携

〔相模原市の体制〕

- ・ 国内での発生が確認された場合、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を開催し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。（市民局、関係部局）
- ・ 予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。（全部局）
- ・ 市内で発生した場合など、相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。（健康福祉局）

〔発生対応〕

- ・ 相模原市内で発生した場合は、厚生労働省へ通報する。また、速やかに県及び近隣市町村等との情報共有を図る。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省の技術的助言により、各関係者と調整のうえ、積極的疫学調査を実施する。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。（健康福祉局）

〔情報収集〕

- ・ 世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔犯罪の予防・取締り〕

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、県に対し取締り等を要請する。（企画財政局、市民局）

〔その他〕

- ・ 感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、健康福祉局）

2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔疑い症例調査支援システムの実施〕

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔クラスターサーベイランスの実施〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためのクラスターサーベイランスを実施する。（市民局、健康福祉局、教育局）

〔症候群サーベイランスの実施〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

- ・ 厚生労働省が実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延期に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（健康福祉局）

3 予防と封じ込め

〔公衆衛生対策〕

- ・ 市民に対して不要不急の出国を自粛するよう注意喚起を行う。（健康福祉局）
- ・ ・ 検疫法に基づき、停留されないが、感染のおそれのある者として検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う。（健康福祉局）

〔発生事例への対応〕

- ・ 新型インフルエンザ感染を疑うに足りる正当な理由のある人の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。（健康福祉局）
- ・ 発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった場合、直ちに感染症法に基づく患者への措置（入院、積極的疫学調査等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請及び食事の提供等、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を行う。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省による発生状況に関する緊急情報に留意し、感染症法に基づき必要な対策を実施する。（健康福祉局）
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。（企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局）

〔市民の社会活動の自粛要請〕

- ・ 市民、各関係者に対して、次の点を自粛要請、周知する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、環境経済局、教育局、関係部局）
 - 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。
 - 患者と接触していた者が関係する地域の学校、通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する。
 - 発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する。
 - 発生地域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・

手洗いを勧奨する。

- ・ 発生地域における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力を要請する。（市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局）
- ・ 発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する。（環境経済局）

抗インフルエンザウイルス薬

〔抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握〕

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努める。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するよう要請する。（健康福祉局）

ワクチン

〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔ワクチンの接種体制〕

- ・ 厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。（健康福祉局）

（プレパンデミックワクチン）

—国内発生早期—

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

(パンデミックワクチン)

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・ パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。
- ・ 厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、必要に応じたパンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接触者に関する情報収集を行う。

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。(健康福祉局)

4 医療

[医療機関等の整備]

- ・ 新型インフルエンザ患者については、感染症指定医療機関において診療を行うよう医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 感染の国内まん延期を想定し、患者収容の活用を想定する公共施設、宿泊施設、人員、搬送方法等について検討する。(市民局、健康福祉局)

[国内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来の設置を医療機関等に対し要請する。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により患者(疑似症患者を含む。)となった場

合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。（健康福祉局）

- 新型インフルエンザ疑い症例の検体を衛生試験所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に対して要請する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 感染の国内まん延に備え、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の確認を求める。また、遺体の安置の取扱いについて遺族に配慮するとともに、安置時の季節等も勘案しながら、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する。（健康福祉局）
- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県に対し必要に応じた警戒活動等を要請する。（市民局）

5 情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・ 保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。（健康福祉局）
- ・ 随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、相模原市ホームページの内容等について更新する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局）
 - 相模原市内の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。
- ・ 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
 - Q & A 形式による情報提供

—国内発生早期—

- 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
- ・ メディア等に対し、個人情報の保護に留意しつつ、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、市内、県内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）

〔相談窓口における対応〕

- ・ 引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県等とも連携して適切な対応を図る。（市民局、健康福祉局）
- ・ 引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置し対応する。（健康福祉局）

〔発熱相談センターの周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）

〔発熱外来の周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）

感染拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内感染が拡大しているが、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態。 ・ ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられ国内で感染が拡大している。世界的な大流行の発生リスクが高まる。
--------------	---

1 計画と連携

〔相模原市の体制〕

- ・ 感染の国内まん延に備え、予防、封じ込め対策などの強化のため、引き続き市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を開催し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。（全部局）
- ・ 予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。（全部局）
- ・ 市内でのまん延に備え、相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。（健康福祉局）

〔情報収集〕

- ・ 世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔犯罪の予防・取締り〕

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するとともに、県に対し悪質な事犯に対する取締り等の徹底を要請する。（企画財政局、市民局）

〔その他〕

- ・ 感染の国内まん延に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、健康福祉局）

2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザ・サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔疑い症例調査支援システムの実施〕

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔クラスターサーベイランスの実施〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。（市民局、健康福祉局、教育局）

〔症候群サーベイランスの実施〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

- ・ 厚生労働省が実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（健康福祉局）

3 予防と封じ込め

〔公衆衛生対策〕

- ・ 市民に対して不要不急の出国を自粛するよう協力を求める。（健康福祉局）
- ・ 検疫法に基づき、停留されないが、感染のおそれのある者として検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う。（健康福祉局）

〔発生事例への対応〕

- ・ 新型インフルエンザ感染を疑うに足る正当な理由のある人の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。（健康福祉局）
- ・ 発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった場合、直ちに感染症法に基づく患者への措置（入院、積極的疫学調査等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請及び食事の提供等、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を行う。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省からの発生状況に関する緊急の情報提供に留意し、感染症法に基づく必要な対策を行う。（健康福祉局）
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。（企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局）

〔市民の社会活動の自粛要請〕

- ・ 市民、各関係者に対して、次の点を自粛要請、周知する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、環境経済局、教育局、関係部局）
 - 市内における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の者が集まる活動は自粛を勧告する。
 - 患者と接触していた者が関係する地域の学校、通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する。
 - 事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 市民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨するとともに、外出自粛を要請する。
- ・ 市内の公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力を要請する。（市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局）
- ・ 発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する。（環境経済局）

抗インフルエンザウイルス薬

〔備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出要請〕

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、神奈川県に対し流通業者との事前の取り決めに基づく備蓄薬の放出を要請する。また、国が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の放出要請についても検討を行い、必要な対応を図る。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するよう要請する。（健康福祉局）

ワクチン

〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔ワクチンの接種体制〕

- ・ 厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。（健康福祉局）

（プレパンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

（パンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・ パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。

- ・ 厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、必要に応じたパンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接触者に関する情報収集を行う。

〔モニタリング〕

- ・ 接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。（健康福祉局）

4 医療

〔国内発生患者及び接触者〕

- ・ 新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来を患者の数に応じ設置するよう、医療機関等に対し要請する。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に対して周知し、その旨各関係機関に情報提供を行う。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により患者（疑似症患者を含む。）となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。（健康福祉局）
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を衛生試験所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設の把握に努める。（市民局、健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

- ・ 新型インフルエンザによる感染の国内まん延期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外には、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に対して要請する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 感染の国内まん延期に備え、一時的遺体安置所の開設準備や、インフルエンザに感染した遺体の移動や保管に要する資機材の確保等について確認するとともに、多数遺体発生時に「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を確認する。（市民局、健康福祉局、都市建設

局)

- ・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県に対し必要に応じた警戒活動等を要請する。(市民局)

5 情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・保健所長を広報担当(スポークスパーソン)とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当(スポークスパーソン)となる。(企画財政局、健康福祉局)
- ・随時、視聴覚媒体により可能な限り多言語による市民へのメッセージを発信するとともに、相模原市ホームページの内容等について更新する。(企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局)
 - 相模原市内の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。
- ・新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
 - Q & A形式による情報提供
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- ・聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ・メディア等に対し、個人情報の保護に留意しつつ、適宜、広報担当(スポークスパーソン)から、市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)

〔相談窓口における対応〕

- ・引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県等とも連携して適切な対応を図る。(市民局、健康福祉局)
- ・感染のまん延期に備えて、相談窓口を充実する。(市民局、健康福祉局)
- ・引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置し対応する。(健康福祉局)

〔発熱相談センターの周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）

〔発熱外来の周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）

まん延期・回復期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内で新型インフルエンザがまん延し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態から、感染のピークを越え発生前の状態に回復するまでの時期 (国内で感染がまん延している状態＝まん延期) (発生する前の状態へ回復している状態＝回復期) ・ 最初の流行を第1波とし、その後の回復期を含めて、感染まん延期・回復期とする。
----------	--

1 計画と連携

〔相模原市の体制〕

- ・ 内閣総理大臣による非常事態宣言を受け、引き続き市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。
- ・ 予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。
- ・ 市内でのまん延に対応し、相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。
(健康福祉局)

〔行動計画の見直し〕

- ・ 行動計画に基づく対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正を行う。(全部局)

〔情報収集〕

- ・ 世界保健機関(WHO)、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。(健康福祉局)

〔犯罪の予防・取締り〕

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するとともに、県に対し悪質な事犯に対する取締り等の徹底を要請する。(企画財政局、市民局)

〔感染症対策の緩和〕

- ・ 厚生労働省における感染症対策の緩和の措置を受け、入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 米軍と情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、健康福祉局）

2 サーベイランス

- ・ 患者数を継続的にモニタリングするパンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランスを実施する。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスを実施する。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省からの連絡により、感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランス（定点）、疑い症例調査支援システム、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスを中止する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

- ・ 厚生労働省の実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

3 予防と封じ込め

〔公衆衛生対策〕

- ・ 市民に対し不要不急の出国を自粛するよう勧告する。（健康福祉局）

〔市民の社会活動の自粛要請〕

- ・ 市民、各関係者に対して、次の点を勧告、周知する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、環境経済局、教育局、関係部局）
 - 大規模施設や興行施設等不特定多数の者が集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。

—まん延期・回復期—

- 市内の学校及び通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する。
 - 事業所や福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 市民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨するとともに、外出自粛を勧告する。
- ・ 市内の公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力を要請する。（市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局）
 - ・ 発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する。（環境経済局）

〔在宅患者等の支援〕

- ・ 関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援に努める。（健康福祉局、教育局）

抗インフルエンザウイルス薬

〔備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出〕

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、必要に応じて国及び県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止〕

- ・ 厚生労働省の要請により、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与措置の中止について、各関係者に周知する。（健康福祉局）

ワクチン

〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に

関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔ワクチンの接種体制〕

- ・ 厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。（健康福祉局）

（プレパンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

（パンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・ パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。
- ・ 厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、必要に応じたパンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接触者に関する情報収集を行う。
- ・ 第2波に備え、ワクチンの確保を検討する。（健康福祉局）

〔モニタリング〕

- ・ 接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。（健康福祉局）

4 医療

〔患者の治療〕

- ・ 以下のように、各関係機関に周知する。（健康福祉局）
 - 新型インフルエンザ患者の入院措置の中止に伴い、原則として全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。
 - 新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。
 - 厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬使用に関する治療の優先順位に留意する。

〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

- ・ 新型インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に対して要請する。（健康福祉局）

〔入院治療〕

- ・ 患者の入院勧告を行わず、原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う旨、各関係者に周知する。（健康福祉局）
- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。（健康福祉局）
- ・ 未発生期において作成した入院患者受入可能な協力医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう各関係機関に周知する。（健康福祉局）
- ・ 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、必要に応じて利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設への患者の収容を開始する。（市民局、健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザに感染した多数遺体が発生し広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき県及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。なお、遺体からの感染を防ぐため、遺体を非透過性納体袋に収容する。（健康福祉局、市民局）
- ・ 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県に対し必要に応じた警戒活動等を要請する。（市民局）

5 情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・ 保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当官（スポークスパーソン）となる。（企画財政局、健康福祉局）
- ・ 随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、ホームページの内容等について更新する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局）
 - 相模原市内の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置

について情報提供し、市民への注意喚起を行う。

- ・ 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
 - Q & A 形式による情報提供
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ・ メディア等に対し、個人情報保護に留意しつつ、適宜、広報担当(スポークスパーソン)から市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)

〔相談窓口における対応〕

- ・ 引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県等とも連携して適切な対応を図る。(市民局、健康福祉局)
- ・ 相談窓口を充実する。(市民局、健康福祉局)
- ・ 引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置し対応する。(健康福祉局)

〔発熱相談センターの周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。(企画財政局、健康福祉局)

〔発熱外来の周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する。(企画財政局、健康福祉局)

—小康期—
(後パンデミック期)

小康期 (後パンデミック期)	<ul style="list-style-type: none">・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・ 世界的な大流行が発生する前の状態に戻り、第2波の発生に備える時期。患者の発生が減少し、低い水準で停滞する時期。
-------------------	---

1 計画と連携

- ・ 厚生労働省における行動計画の見直しも踏まえ、感染の国内まん延期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。(全部局)
- ・ 厚生労働省におけるガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について各関係者に周知する。(健康福祉局、関係部局)
- ・ 体制を再整備する。(健康福祉局、各部局)

=第二波=

- ・ 第一波を踏まえ、行動計画に基づき迅速な対応を行う。(健康福祉局、関係部局)

2 サーベイランス

- ・ これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用に向けて検討を行う。(健康福祉局)

3 予防と封じ込め

[全市的対策]

- ・ まん延防止策を終了する。(健康福祉局、関係部局)

[在宅患者等の支援]

- ・ 国、県、保健所設置市、市町村、各関係団体は、在宅療養者への支援を終了する。(健康福祉局)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・ 厚生労働省における、感染の国内まん延期を踏まえた、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針(予防投与、治療方法)の見直し等の情報収集を行い、各

関係機関に周知する。(健康福祉局)

ワクチン

[ワクチン]

- ・ 行動計画に関する総合評価を行う。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省が行う、投与症例を踏まえたワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う。(健康福祉局)

4 医療

- ・ 各医療機関に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう依頼し、その旨各関係者に周知する。(健康福祉局)
- ・ 医療供給体制の再確認に努める。(健康福祉局)
- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。(健康福祉局)

5 情報提供・共有

- ・ 国による新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、広報担当(スポークスパーソン)から市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。(企画財政局、市民局、健康福祉局)
- ・ これまでの情報提供体制を評価し、第二波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う。(企画財政局、市民局、健康福祉局)

【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）

○ 鳥インフルエンザ

一般的に、水禽を中心とした鳥類が保有し、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。このうち感染した鳥が死亡したりするなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年トリからヒトへ、インフルエンザウイルス（H5N1）の感染事例を認めるが、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

○ 新型インフルエンザ

インフルエンザのウイルス粒子表面にある糖蛋白が大きく変異することにより、過去数十年間にヒトが経験したことがないウイルスが出現し、ヒトに対する伝染性を獲得して、インフルエンザの流行を起こした場合に、新型インフルエンザと呼ばれている。

新型インフルエンザが流行した場合は、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大規模流行（以下「パンデミック」と言う）を起こし、かなりの数の罹患者と死亡者が出るのが予想される。

過去にも、1918年のスペインかぜ、1957年のアジアかぜ、1968年の香港かぜ等が記録されている。

次の新型インフルエンザがどのような過程を経て出現するかは十分に解明されていないが、ヒトにも病原性の高い鳥インフルエンザウイルスが、ヒト社会に定着し、ヒトの間で強い感染力を獲得するようになり、新型インフルエンザとなることが懸念されている。現在、H5N1型の鳥インフルエンザの変異が有力視されている。

新型インフルエンザについては、出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ、また、それによるパンデミックの規模についての予測は困難であると思われる。

○ 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一

般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ パンデミック

感染症の世界的な大規模流行。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずらのこと。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

○ クラスタースurveyランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。

○ 感染症サーベイランスシステム（NESID）

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としているが、これら発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク、あるいはインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

○ 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム（NESID）等を用いて、大規模な流行の可能性がある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報を重点に置く）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

○ ウイルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗ウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。

○ パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス

感染が拡大した場合、インフルエンザ様疾患症状による定義（症候群）を報告することにより、患者数を継続的にモニタリングするシステム。継続的にモニタリングすることにより、感染の拡大の様子を把握し、拡大防止策の検討に役立てることを目的とする。

○ 予防接種副反応迅速把握システム

ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てること目的とする。

○ 薬剤耐性株サーベイランス

収集したウイルス株の薬剤感受性試験や遺伝子解析を行い、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性株の出現頻度やその性状等について把握するための検査を行う。

○ トリアージ方針

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけることを言う。新型インフルエンザ対策では、新型インフルエンザ発生時に新型インフルエンザの患者とそうでない患者を症例定義に基づき振り分けることをトリアージ方針と言う。

○ P P E（Personal Protective Equipment：個人防護具）

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なP P Eを考案・準備する必要がある。

○ 感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○ 感染症の定義及び類型

[新感染症]：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症。

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。

(例：エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。

(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。

(例：腸管出血性大腸菌感染症 (O157) 等)

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。

(例：A型肝炎、狂犬病等)

[五類感染症]：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。

(例：麻しん、梅毒等)

[新型インフルエンザ等感染症]：新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザをいう。

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 陰圧病床

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

○ 協力医療機関

新型インフルエンザが発生した場合、感染症法上、「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられるため、感染症指定医療機関への入院を原則とするが、新型インフルエンザの流行が拡大し、感染症指定医療機関のみでは対応できなくなった場合に、感染症指定医療機関に準じる医療機関として、入院患者を受け入れる医療機関。

陰圧病床に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用とするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造を持つ病室の活用を想定している。

なお、新型インフルエンザの流行が広範囲に及んだ段階（まん延期・回復期）においては、すべての医療機関で対応することを想定している。

○ 発熱外来

まん延防止を図る初期の段階（入院勧告が中止になるまでを想定）においては、新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者を振り分ける機能を持った外来。

また、流行が本格的に始まり患者が増えてくる時期（入院勧告中止後を想定）においては、新型インフルエンザ患者の重症か否かを振り分ける機能を持った外来。

○ 発熱相談センター

新型インフルエンザ患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とし、住民からの問合せに対応し、正しい情報を提供する相談窓口。

発熱外来とともに、新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）（新型インフルエンザ専門家会議、平成20年3月26日）で初めて示された。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥-ヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。国が原液を確保している。

○ パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。新型インフルエンザの発生後、そのウイルス株を特定した後に製造を開始する。

○ リスクコミュニケーション

リスク（新型インフルエンザの発生に伴う健康被害や社会経済機能の低下）発生時の被害を最小化するため、県民、事業者、行政機関などの間で情報や意見を相互に交換し、相互に情報共有を図ること。

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《計画と連携》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 相模原市の体制							
「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設	○	○	○	○	○	○	
新型インフルエンザに関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設	○	○	○	○	○	○	
市内での高病原性鳥インフルエンザ発生時に「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置	○	○					
新型インフルエンザの発生を受け市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し全部局が一体となり対策を推進			○	○	○	○	
体制を再整備する							○
2 行動計画の策定							
「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定。必要に応じた見直しの実施	○	○					
行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる	○	○					
行動計画を踏まえた各部局の対策について、関係者間における情報の共有を図る	○	○					
3 発生対応							
市内で高病原性鳥インフルエンザ（未発生期（鳥インフルが国内発生））、新型インフルエンザ患者（国内発生早期、国内感染拡大期）が発生した場合は、神奈川県、国へ通報する		○		○			
厚生労働省の技術的助言を得て、各関係者と連携し積極的疫学調査を実施する		○		○			
厚生労働省に対し必要に応じ専門家チームの派遣を要請		○		○			
4 各関係者間の連携							
高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物の発生・措置状況等について各関係部局等と情報交換を行い、連携して対応にあたる		○					
5 情報収集							
世界保健機関、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、新型インフルエンザに関する情報収集を行う			○	○	○	○	
6 犯罪の予防・取締り							
混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するとともに、県に対し悪質な事犯に対する取締りを要請する。				○	○	○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
7 行動計画の見直し							
厚生労働省における行動計画の見直しに関する情報収集を行い、市の行動計画の見直しについて検討・修正を実施			○			○	○
厚生労働省におけるガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について各関係者に周知する							○
8 感染症の対策の緩和							
厚生労働省における感染症対策の緩和の措置を受け、入院への対応等を弾力的に実施できるように入院措置を中止						○	
9 その他							
感染のまん延期に備え各教育機関、事業者等が情報収集や事業継続計画策定を含む事前準備を行うよう要請	○	○					
新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために関係機関等が取り組む行動計画の策定や対応マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う	○	○					
病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設と連携を図る	○	○					
(感染の国内まん延期に備え、)米軍との連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する	○	○	○	○	○	○	

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《サーベイランス》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 ヒト							
感染症発生动向調査における鳥インフルエンザについて発生动向を把握する		○					
新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生动向について把握する			○				
通常のインフルエンザサーベランスを継続する	○	○	○	○	○		
通常のインフルエンザサーベランスを中止する						○	
2 ウィルス学的サーベイランス							
定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウィルス学的サーベイランスを実施	○	○	○	○	○	○	
3 クラスター・症候群サーベイランス							
クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて実施方法や対象医療機関の選定等を検討	○	○					
感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためクラスターサーベイランスの実施（海外発生早期～海外感染まん延期）、中止（国内感染まん延期）			○	○	○	○	
患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを実施する（海外発生早期～海外感染まん延期）、中止する（国内感染まん延期）			○	○	○	○	
4 予防接種副反応迅速システム							
予防接種副反応迅速把握に協力する			○	○	○	○	
5 パンデミック時インフルエンザ様疾患・死亡者数迅速把握サーベイランス							
感染のまん延期に備えパンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う	○	○	○	○	○		
患者数を継続的にモニタリングするパンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスを実施						○	
6 疑い症例調査支援システム							
新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため疑い症例調査支援システムによりサーベイランスを実施する	○	○	○	○	○		
疑い症例調査支援システムを中止する						○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
7 家きん							
発生事例を踏まえ、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスを強化する	○	○					
家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する	○						
家きんにおける高病原性鳥インフルエンザについて国内の発生動向を把握する	○						
8 その他							
発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材資材の有効活用に向けて検討を行う							○

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《予防と封じ込め》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 家きん							
市内飼養家きんの発生予防策として、神奈川県と協力し、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理の徹底	○	○					
神奈川県が行う感染家きん等への防疫措置に協力し、感染拡大を防止する	○	○					
農場の従業員、防疫従事者等の感染防御について必要な支援、要請を行う	○	○					
学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう周知徹底を行う	○	○					
高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる者の所属する学校に対し海外修学旅行等の自粛を求める		○					
2 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応							
ペット鳥取扱業者や動物園等において濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合健康チェック等を行う		○					
各消防本部から感染防御資器材の備蓄についての支援の要請があった場合は、消防庁に対し各消防本部への支援を要請する	○						
鶏肉や鶏卵への不安が市民の間に広まった場合に備え相談窓口を設置する	○						
当該インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について入院等の措置を講ずる		○					
積極的疫学調査を実施し患者及び接触者への対応、死亡例の対応等について検討		○					
感染源に対する迅速な措置の実施について、各関係者に要請する		○					
3 出入国対策・公衆衛生対策							
市民に対し、発生国への不要不急の出国を自粛するよう注意喚起を行う（海外発生早期、国内発生早期）・協力を求める（海外感染拡大期～国内感染まん延期）			○	○	○	○	
検疫法に基づき、検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う（未発生期（鳥インフルが海外発生））、停留されないが感染のおそれがある者として検疫所長から通知を受けた者の健康調査を行う（海外発生早期～海外感染まん延期）	○		○	○	○		
海外修学旅行実施校等に対し、海外渡航の自粛、渡航国での行動範囲制限などの注意喚起を行う（未発生期（鳥インフルが海外発生））、発生国への渡航自粛や渡航国変更を要請する（海外感染早期、海外感染拡大期、海外感染まん延期）	○		○				
発生国からの留学生受入自粛と、発生国への留学の自粛や留学先変更を要請する			○				
検疫所との連絡を密にし、検疫法に基づく隔離、停留等の措置に関する情報収集を行う			○				

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
4 国内発生封じ込め・発生事例への対応							
新型インフルエンザ感染を疑うに足りる正当な理由のある人の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める			○	○	○		
新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者の、出席停止措置等の徹底について各学校等に対し周知・要請（海外感染早期～海外感染まん延期）、必要に応じて感染症指定医療機関への受診勧奨（国内発生早期、国内感染拡大期）			○	○	○		
学校等における新型インフルエンザ発生時の対応について各学校で確立することを指示・要請する			○				
発生国からの帰国者やその家族が通勤、通学をはじめた場合に備えた事業者、教育機関等に対し指導、相談等を実施する			○				
発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった場合、直ちに感染症法に基づく患者への措置、患者の接触者への対応を行う				○	○		
厚生労働省による発生状況に関する緊急情報に留意し、感染症法に基づき必要な対策を実施する				○	○		
病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する			○	○	○		
5 市民の社会活動の自粛要請							
発生地域（国内発生早期）、市内（国内感染拡大期）における不要不急の大規模集会（国内発生早期、国内感染拡大期）・大規模施設（国内感染拡大期）や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。（国内発生早期、国内感染拡大期）・原則すべての活動の自粛を勧告する（国内感染まん延期）				○	○	○	
患者と接触していた者が関係する地域（国内発生早期）・市内（国内感染拡大期、国内感染まん延期）の学校、通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する				○	○	○	
発生地域における（国内発生早期）事業所、福祉施設等（国内感染拡大期、国内感染まん延期）に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する				○	○	○	
発生地域における住民、施設入所者等（国内発生早期）・市民（国内感染拡大期、国内感染まん延期）に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する				○	○	○	
発生地域（国内発生早期）、市内（国内感染拡大期、国内大規模流行時）における公共施設、公共交通機関等について、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力要請する				○	○	○	
発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する				○	○	○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
6 在宅患者等の支援							
関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援に努める（国内感染まん延期）、支援を中止する（小康期）						○	○
7 抗インフルエンザウイルス薬							
（抗インフルエンザウイルス薬の確保）							
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を実施し、また放出方法等について神奈川県と調整するとともに、関係機関等に周知する	○						
タミフル、リレンザ以外の抗インフルエンザウイルス薬に関する情報提供を行う	○						
（抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握）							
流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努める		○	○	○			
（抗インフルウイルス薬の適正流通）							
医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について依頼する。	○	○					
（抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬）							
厚生労働省の要請に基づき、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するよう要請する			○	○	○		
厚生労働省の要請により、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与措置中止について、各関係者に周知する						○	
（抗インフルエンザウイルス薬の放出）							
流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、通常流通ルートで入手困難が予想される段階で、流通業者との取り決めに基づき、備蓄薬の放出を要請する。また、国・県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出要請も検討を行い、必要な対応を図る					○		
抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、必要に応じて国・県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する						○	
（抗インフルエンザウイルス薬使用指針の見直し）							
厚生労働省における、感染まん延時を踏まえた、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針の見直し等の情報収集を行い、各関係機関に周知する							○

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
8 ワクチン							
(ワクチンの科学的知見の収集、整理)							
厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の評価結果の情報収集を行う	○	○					
国内でヒトへの感染が発生した場合、緊急的ワクチン接種のためのプレパンデミックワクチン原液の製造、貯留の情報収集を行う	○	○					
本市における医療従事者、社会機能維持に必要な者を把握し先行してワクチン接種が必要な者を把握する	○	○					
新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う			○	○	○	○	
ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う			○	○	○	○	
(ワクチンの接種体制の整備)							
国の定める接種に関するガイドラインに基づく接種体制を準備する	○	○					
(プレパンデミックワクチン)							
パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する			○	○	○	○	
(パンデミックワクチン)							
パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する			○	○	○	○	
パンデミックワクチンの接種対象は国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う			○	○	○	○	
厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、パンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行う				○	○	○	
第2波に備え、ワクチンの確保を検討する						○	
(ワクチンモニタリング)							
接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する			○	○	○	○	
(ワクチンの評価等)							
行動計画に関する総合評価を行う							○
厚生労働省が行う、投与症例を踏まえたワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う							○
9 全市的対応							
まん延防止策を終了する（小康期）							○

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《医療》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 指定医療機関等の確保							
国内発生早期、感染拡大期で新型インフルエンザ患者の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る	○	○					
関係機関と協議のうえ、発熱外来の設置が可能な医療機関等の把握に努める	○	○					
新型インフルエンザ患者については、感染症指定医療機関において診療を行うよう医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う				○			
2 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応							
感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する		○					
検体は衛生試験所へ送付し、ウイルス分離検査等を実施し、A型インフルエンザウイルスが分離され、かつ、H1、H3のいずれでもない場合、国立感染症研究所へ送付する		○					
厚生労働省における「鳥インフルエンザ」の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行う		○					
3 感染のまん延期を想定した医療の確保							
感染のまん延期には、原則として、すべての医療機関において診断、治療を行う。個々の医療機関の受け入れ体制については、個々の医療機関において検討を行う	○	○					
すべての入院医療機関に対し、感染のまん延期に備えて、予め新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、受入可能な病床数を試算するよう要請する	○	○					
入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設利用についても検討を行う	○	○					
感染のまん延期を想定し、患者収容の活用を想定する公共施設、宿泊施設、人員、搬送方法等について検討する				○			
入院患者数、病床利用率の状況を確認し、利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設の把握に努める					○		
入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、必要に応じて利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設への患者の収容を開始する						○	
地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する	○	○	○				
感染のまん延期に備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材を備蓄し、指定医療機関における必要な医療機材、感染のまん延期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める	○	○					
国の、診断、治療、院内感染対策等に関するガイドラインの策定に伴い、医療機関に周知する	○	○					
医療機関等に対し、新型インフルエンザとそれ以外の患者を振り分ける発熱外来の設置（準備（海外発生早期））、を要請する（国内発生早期）			○	○			
新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来を患者の数に応じ設置するよう、医療機関等に対し要請する					○		

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
4 医療体制の確認							
児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する	○	○					
児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める						○	
5 新型インフルエンザに対する症例定義							
厚生労働省における、新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、適宜、医療機関等に周知する			○				
厚生労働省における、ヒト-ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義及びその変更等に留意し、症例定義の変更があれば、随時修正を行い医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う			○				
6 疑い患者への対応・国内発生患者および接触者							
患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する			○				
医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう要請する			○				
新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行い、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は保健所と調整のうえ、指定医療機関に移送するよう医療機関に周知し各関係機関に情報提供を行う			○	○	○		
新型インフルエンザの症例定義により患者（疑い患者を含む。）となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う			○	○	○		
新型インフルエンザ患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う				○	○		
7 入院治療							
患者の入院勧告を行わず、原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う旨、各関係者に周知する						○	
未発生期において作成した入院患者受入可能な協力医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう各関係機関に周知する						○	
新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、原則として全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする						○	
新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする						○	
厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬使用に関する治療の優先順位に留意する						○	

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
8 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用							
医療機関に対して、通常のインフルエンザ患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する			○				
抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に対して要請する				○			
新型インフルエンザによる感染のまん延期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する			○		○		
新型インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に対して要請する						○	
9 その他							
感染のまん延期の在宅療養者（児童・高齢者等）への生活支援、搬送、死亡時の対応等について検討を行う	○	○					
火葬場の火葬能力についての把握・検討を行う	○	○					
感染の国内まん延期に備え、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の確認を求める。また、遺体の安置の取扱いについて遺族に配慮するとともに、安置時の季節等も勘案しながら、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する			○	○			
厚生労働省の要請により、感染のまん延期に備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める			○				
感染のまん延期に備え、一時的遺体安置所の開設準備、インフルエンザに感染した遺体の移動や保管に要する資機材の確保等に対応するとともに、広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を確認する			○		○		
新型インフルエンザに感染した多数遺体が発生し広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する						○	
医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。				○	○	○	
(小康期)							
各医療機関に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう依頼し、その旨各関係者に周知する							○
医療供給体制の再確認に努める							○
介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める							○

「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」感染状況別対応一覧表

《情報提供・共有》

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
1 情報提供							
高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等について可能な限り多言語による情報提供を行う	○	○					
新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う	○	○	○	○	○	○	
聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う	○	○	○	○	○	○	
ホームページ等に新型インフルエンザに関する多言語のウェブサイトを設置し、市民等に発信する	○	○					
緊急情報提供システム等による厚生労働省からの情報収集共有を行う		○					
保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする			○	○			
保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当（スポークスパーソン）となる			○		○	○	
新型インフルエンザ発生を受け、市民等への緊急メッセージを、臨時的視聴覚媒体による広報、ホームページ等で可能な限り多言語により発信する。以降も、ホームページの内容等について随時更新する			○				
各国の発生状況、感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し市民への注意喚起を行う			○				
メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う			○				
メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う				○	○	○	
随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、相模原市ホームページの内容等について更新する			○	○	○	○	
国による新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う							○
これまでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う							○

対 応	未発生期		海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期・回復期	小康期
	鳥インフル 海外発生	鳥インフル 国内発生					
相談窓口の設置・相談窓口における対応							
市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、国・県とも連携して適切な対応を図る			○				
引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県とも連携して適切な対応を図る			○	○	○	○	
相模原市医師会等と調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する			○				
引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置し対応する			○	○	○	○	
感染のまん延期に備えて、相談窓口を充実する			○		○		
相談窓口を充実する						○	
発熱相談センターの周知							
「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する			○	○	○	○	
発熱外来の周知							
「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する				○	○	○	

神奈川県内感染症指定医療機関

(1) 第一種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症病床数	設置者	電話番号	備考
横浜立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	2床	横浜市長	045-331-1961	救急病院 (H20.2.1) 病院機能評価認定 地域医療支援病院

(2) 第二種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症病床数	設置者	電話番号	備考
横浜立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	24床	横浜市長	045-331-1961	救急病院 (H20.2.1) 病院機能評価認定 地域医療支援病院
川崎立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	12床	川崎市長	044-233-5521	救命救急センター (H18.4.1) 病院機能評価認定 救急病院 (H20.2.1)
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	6床	平塚市長	0463-32-0015	救急病院 (20.2.1) 病院機能評価認定
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領866-1	6床	神奈川県知事	0465-83-0351	救急病院 (17.2.1) 病院機能評価認定
横須賀立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	6床	横須賀市長	046-856-3136	救急病院 (H20.2.22) 病院機能評価認定 地域医療支援病院
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	6床	藤沢市長	0466-25-3111	救急病院 (18.12.8) 病院機能評価認定 地域医療支援病院
厚木立病院	厚木市水引1-16-36	6床	厚木市長	046-221-1570	救急病院 (18.4.30) 病院機能評価認定 産科休止中
神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	相模原市橋本2-8-18	6床	神奈川県厚生農業協同組合連合会	042-772-4291	救急病院 (H20.2.1) 病院機能評価認定 地域医療支援病院
計		72床			